

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第二十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、法人の事業税、不動産取得税等に関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 法人の事業税

(1) ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業者及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとし、税率を次のとおりとした。

- (i) 収入割 百分の〇・四八
- (ii) 付加価値割 百分の〇・七七
- (iii) 資本割 百分の〇・三二

(2) ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課するものとした。

(3) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、税率を次のとおりとした。

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の一
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

(4) (1)から(3)までに伴う所要の措置を講じた。

(二) 不動産取得税

(1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長した。

(2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長した。

2 広島県税条例等の一部を改正する条例（令和二年広島県条例第三十五号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例の一部改正

3 1(一)並びに電気事業法及びガス事業法の改正に伴う所要の措置を講じた。  
その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日